



三宅村学童クラブのしおり

三 宅 村 教 育 委 員 会

【平成29年度版】

平成29年3月 現在

学童クラブとは

児童福祉法による放課後児童健全育成事業として、保護者の方が労働等により専門家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的としています。

1. 実施場所

三宅村立三宅小学校体育館内の学童ルーム

※晴れの日は学校の校庭、そのほか体育館や図書室などで活動をしています。

2. 実施日

月曜日から金曜日となります。(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※但し、新1年生については、入学式翌日の授業日からの出席となり、給食開始までは、お弁当・飲み物を各自でご用意ください。)

3. 実施時間

| 区分 | 時間 | 行き | 帰り |
|---------------------------------------|--------------|--------------------------|-----------------------------|
| 学校のある日【授業日】 | 下校時(放課後)～17時 | 学校から徒歩 | スクールバス 【学校 17時発】 (※1) |
| 学校休校日【1日活動日】 「春・夏・冬休み、 学校の振替休日」 | 8時15分～17時 | 保護者の送り 又は 路線バス(※1) | 保護者の迎え 又は 路線バス(※1) |

1日活動日（学校休校日）の通所について

学校の休校日はスクールバスがありませんので、「保護者の方の送迎」か「村営バス（路線バス）」での通所をお願いします。

なお、村営バスご利用の際は、「みやけキッズバス」をご活用下さい。

「みやけキッズバス」については、村民生活課福祉係

☎04994-5-0904にお問合せ下さい。

※1…小学校に徒歩で登校されている場合、学童クラブの行き／帰りについて、徒歩にすることも可能です。

4. 支援員について（育成を支援する者）

原則、職員7名体制をもって行います。但し、1日活動日等、児童の出席人数によって変わる場合があります。

5. 保険について

入会している児童の活動中の事故やけがについては、児童クラブ共済保険に加入しています。※但し、習い事等で通学の際と異なる経路で帰っている場合は対象外となります。

6. 対象児童

三宅村立三宅小学校に在籍し、集団での活動ができ、保護者の方が①～④の理由により監護できない児童。

- ①就労を常態としている。
- ②出産予定又は育児休業中である。
- ③長期にわたり疾病の常態にある、又は精神若しくは体に障害を有している。
又はその看（介）護にあたっている。
- ④求職活動中、又は就労に伴う準備として技能習得にあたっている。

※友達と遊ぶ機会が欲しい児童。（同じ地区内に遊び子どもが少ない、など）

7. 入会手続き

（1）申請書類 ※下記(ア)～(ウ)の3点

- (ア) 学童クラブ入会申請書（様式第1号） 1通
- (イ) 家庭状況調査票（様式第2号） 1通
- (ウ) 要件確認のための書類 「勤務・採用（見込み）証明書（様式第3号）」等

⇒ 要件確認のための書類は下記の《要件確認表》を参照し、ご準備下さい。

《要件確認表》

| 要件 | | 必要書類 |
|----|---------------|---|
| ① | 就労 (お勤めの方) | 勤務・採用（見込み）証明書（様式第3号） 勤務先による記入、発行日が申請の1ヶ月前までのもの |
| | 就労 (自営業の方) | 勤務・採用（見込み）証明書 ←保護者本人による記入 いずれか 1部 a 確定申告をしている方→平成28年分 確定申告書写し 又は b 源泉徴収されている方→平成28年分 源泉徴収票写し |
| ② | 出産予定 | 母子健康手帳の写し ←お母様のお名前と出産予定日が記載されたページ |
| | 育児休業中 | 勤務（見込み）証明書 ← 勤務先による記入、備考欄に育休期間を記載したもの 復職された際に、再度勤務証明書の提出が必要となります。 |
| ③ | 長期疾病・ 障害 | 医師の診断書 ←病名等のみではなく、育児が困難である旨が書いてあるもの 又は 障害者手帳の写し |
| | 看（介）護中 | 介護認定書・障害者手帳写し ↑余白部分に実態として頻度・行かんたい・介護場所・補助内容等（週〇日、 10時～17時、自宅又は〇〇施設、生活全般補助など）を記入してください。 又は 医師の診断書 ← 常時看（介）護が必要である旨が書かれているもの |
| ④ | 就学中 | 各1部 { 学校発行の在学証明書（または学生証の写し） 時間割 ← 受講しているカリキュラムの時間帯や曜日等が分かるもの |

（2）申請期限／提出場所

4月から入会希望の方は、上記（1）の申請書類を**平成29年3月17日（金）**

迄に下記の提出場所にご提出をお願いします。なお、保険加入の都合上、提出期限の厳守をお願いします。

<提出場所>

| 場所 | 曜日 | 時間 |
|----------|--------------------------|--------------|
| 三宅村教育委員会 | 月曜日から金曜日 (土・日曜日、祝日除く) | 8時30分～17時15分 |
| 三宅村学童クラブ | | 12時15分～17時 |

※5月以降の入会は、三宅村教育委員会までご相談ください。

8. 在籍有効期間

平成29年度は平成30年3月31日まで。

入会手続きは毎年度必要になります。

※ただし、以下の要件で入会された方は例外となります。

- ・出産予定及び育児休業→入会要件の期間
- ・長期疾病中→ 提出書類に記載された期間

9. おやつ代

(1) 負担額：児童一人につき 月額1,000円 です。

※休会の連絡が無い場合、学童クラブへの出欠に関わらず納入が必要です。

※月の途中での入会・休会・退会の場合、おやつ代の日割り精算はいたしません。

(2) 納入方法

毎月末日までに、翌月分を学童クラブか三宅村教育委員会に納入をお願いします。

*入会月については、入会申請書類、出席予定表と一緒に納入をお願いします。

10. 休会・退会の届け出等

夏休み期間（8月）など都合により通所しない場合は、1ヶ月単位で休会することができます。休会又は退会する場合は、すみやかに学童クラブに連絡をお願いします。

※退会については退会届が必要になります。

11. 変更手続

住所変更や連絡先電話番号の変更など提出書類（入会申請書、家庭状況調査票、勤務証明書等）の内容に変更が生じた場合は、三宅村教育委員会までご連絡下さい。

変更内容により、必要書類（勤務証明書等）の提出をお願いする場合があります。

※勤務証明書等の内容を勤務先等に確認する場合があります。

12. 入会取消し

長期欠席（休会の連絡がある場合は除く）や申請書類に虚偽があった場合など。

13. 個人情報の取り扱い

申請書類に記載された個人情報については、三宅村学童クラブの業務及び保護者向けの緊急連絡網以外には使用いたしません。ご了承の上、入会申請をお願いします。

学童クラブの生活について

(1) 最初に準備するもの

- ・上履き（学童専用にご用意ください）

(2) 持ち物

- ・毎日持ってくるもの ・・・・・・お手ふきタオル、ガスマスク
- ・1日活動日に持ってくるもの・・・お弁当、飲み物、帽子、学習道具（宿題など）
(学校休校日) 夏休みは着替えがあるといいです。
- ・持って来てはいけないもの ・・・お金やゲーム機・おもちゃなど活動に必要がなく紛失して困るもの

※・・・持ち物には、必ず名前の記入をお願いします。

(2) 出欠席について

- ・毎月20日前後に、翌月の出席予定表をお渡しします。
予定をご記入の上、おやつ代1,000円と併せて、学童クラブか三宅村教育委員会へご提出ください。
- ・予定表提出後の出欠変更は、必ず保護者の方が前日までに学童クラブへご連絡下さい。
- ・小学校を欠席した場合、学童クラブに出席することはできません。
※その際は、お手数ですが、学童クラブにも欠席のご連絡をお願いします。

(3) 早帰りについて

- ・早帰りをする場合は、保護者の方が必ず迎えに来てください。その時点で帰宅扱いになります。また、同日に再度参加することはできません。

(4) 1日活動日について

・学童クラブへの入室

保護者の方の送りなど、原則9時30分までにお願いします。

送りが困難な方は11時の路線バスでの入室が可能です。

（支援員が小学校バス停まで迎えに行きます。）

※路線バス以外で9時30分までに来られない場合は、欠席となります。

（入室の管理上、ご了承願います。）

・学童クラブからの退室（帰宅）

保護者の方の迎えは、17時までにお願いします。

※お迎えの時間を過ぎることが続く場合、参加をご遠慮いただくこともあります。

迎えが困難な方は16時の路線バスでの退室が可能です。

（支援員が小学校バス停まで送ります。）

※原則として1日参加といたします。（早帰りは可能ですが、予めご連絡を下さい。）

（また、同日に再度参加することはできません。）

(5) 発熱・発病、けがをしたとき

- ・学童クラブにおいて、発熱等の場合は、様子を見ながら保護者の方に連絡を取ります。迎えに来るまでの間、安静にして待ちますので、出来るだけ早くお迎えに来てください。
- ・おたふく風邪・インフルエンザ・はしか・風疹・水ぼうそう・手足口病・りんご病など学校伝染病は、小学校に準じます。(自宅治療等、治癒証明書は特に提出の必要はありませんが、必要に合わせコピーを出していただくことがあります。)
- ・伝染性の病気等(とびひ、頭ジラミなど)に、感染した時もお知らせください。

(6) けがをした時の保険・申請について

- ・学童クラブの生活のなかでけがをされた場合に、保険に加入しておりますので、万一の際は保険会社や学童クラブから申請についてお知らせします。
※なお、保険が支払われない場合もありますのでご注意ください。
(例) 習い事等で通学の際と異なる経路で帰っている場合、意図的にけんか等でけがをした場合など。

(7) 火山性ガスの対応について

- ・学童の部屋には、脱硫装置が備えられています。
- ・注意報や警報が出た際は、小学校の「火山ガスレベル別行動基準」にて行動します。
※お迎えが必要な時は学童クラブもしくは三宅村教育委員会から緊急連絡網等によりご連絡いたしますが、保護者の皆さんも放送にご注意をお願いいたします。

○学童クラブへの電話連絡について

三宅村学童クラブ

☎04994-2-0977
平 日 12:15~17:00
一日活動日 8:15~17:00
(土曜、日曜、祝祭日除く)
※上記以外の時間は留守番電話で受付します。

三宅村教育委員会

教育課 社会教育係【担当：池田、飛永】

☎04994-5-0952
平 日 8:30~17:15
(土曜、日曜、祝祭日除く)